平成２５年（フ）第３１９０号
大阪市西区江之子島１丁目８番21―405号
債務者　岩本　秀治
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０８号
大阪市此花区西九条３丁目６番４号　エムエス工業101号
債務者　岡添　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４８号
大阪府門真市下馬伏町23番17号
債務者　東　　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６３号
大阪府茨木市玉櫛２丁目19番16号　メゾンたちばな103号
債務者　山田　敏子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４７号
神戸市兵庫区鵯越町11番24号
債務者　葉坂公三枝
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２６号
函館市花園町３番28号　山田マンション１Ｆ３号室
債務者　田口　　忍
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２２９号
函館市美原１丁目１番６号
債務者　高　　浩司
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３２号
岩手県一関市山目字才天219番地１、住民票上の住所岩手県一関市字沢161番地212
債務者　金野　博宣
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第９８号
山形市宮町３丁目６番13号　フレグランスポワール102号
債務者　麺屋しょう太こと　森谷　　祥
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
山形県東根市宮崎４丁目５番17号
債務者　荒木　　功
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２３号
山形市青田南１番11―512号　市営アパートＡ
債務者　阿部　美知
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８号
三重県志摩市阿児町国府1115番地83、前住所三重県志摩市阿児町鵜方2682番地517
債務者　山本　宏樹
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
三重県志摩市阿児町鵜方1257番地　志摩病院内、住民票上の住所三重県志摩市阿児町甲賀2437番地
債務者　内ケ島美奈子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
三重県志摩市志摩町和具3345番地２
債務者　山本　和行
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
三重県度会郡玉城町野篠591番地４　エスポア玉城２―Ｂ号、前住所岐阜県養老郡養老町鷲巣1608番地４　さくらハイム205号
債務者　伊藤佳代子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
島根県出雲市天神町826番地５　県営アパート７号棟715号室
債務者　藤江　　治
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５８号
青森県十和田市大字奥瀬字下川目２番地26奥瀬団地３号
債務者　柴田　ツセ
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
青森地方裁判所十和田支部